

諏訪市議会議員ハラスメントに関するアンケート実施要領

1. 趣旨

令和6年11月10日（日）に開催された、諏訪市議会議員「ハラスメント研修会」において、当市議会における議員間、職員に対するハラスメント事例が、過去の伝聞も含め、複数挙げられた。そこで、諏訪市議会議会改革アドバイザーの助言も踏まえ、改めて議員ハラスメントの実態を調査するため、本アンケートを実施する。

なお、アンケート結果については議員間で認識を共有し、その対応策を含め「（仮称）議会ハラスメント防止条例」の制定等についても検討することとする。

2. 実施期間

令和6年12月16日（月）～令和6年12月22日（日）

3. 対象

全議員及び全正規職員

4. 実施方法

○電子申請（全議員及び全正規職員）。

○令和6年12月6日（金）開催の議員勉強会にて様式等を提示し、議員意見を聴取等した後、12月11日（水）開催の議会運営委員会にて承認を得る。

○その後、全議員には、電子申請のURLを送付し、期限までの回答を依頼。また、全正規職員向けにはWeb21 掲示板等にて周知し、同様に期限までの回答を依頼する。

5. その他

○アンケート依頼については、議長名にて行う。

○当アンケートを実施するにあたり、ホームページへの公開・プレスリリース等を行う。

○当アンケート結果については、〆切後議会事務局にて集計し、議長宛て12月27日（金）までに報告するとともに、議長は令和7年1月8日（水）までに、全議員宛て集計結果を提示する。

○令和7年1月20日（月）開催の議会運営委員会にて、ホームページ掲載の承認を経た後、ホームページにて公開するとともに、プレスリリース等を行う。

○あわせて岩崎議会改革アドバイザーに結果を送信し、令和7年2月の研修にて助言等を受ける。

○なお、公表等にあたっては、個人が特定される可能性がある部分について十分な配慮を行う。

6. ハラスメントの定義

人の尊厳や人格を侵害するような言動や行為のこと。

（例1）パワーハラスメント（パワハラ）

①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、主に以下のようなもの。

（ア）身体的な攻撃（殴打、物を投げつける等）。

（イ）精神的な攻撃（人格を否定するような言動、大声で威圧的な叱責を繰り返す等）。

（ウ）過大な要求（到底対応できないレベルの目標を課す、雑用の処理を強制的に行わせる等）。

(エ) 個の侵害（職場外でも継続的に監視等する、機微な個人情報について、本人の了解を得ず他者に曝露する等）。

(例2) セクシャルハラスメント（セクハラ）

意に反する性的な言動により、労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されたりすること。性的な言動とは、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流すこと、性的な冗談や、からかい、食事やデートへの執拗な誘い、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触れること、わいせつ図画を配布・掲示すること等。

(例3) マタニティーハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産した女性や育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されること。

(例4) ジェンダーハラスメント

性別の固定観念・役割分担意識で起こる差別や嫌がらせ等。

(例5) アルコールハラスメント（アルハラ）

社会的地位の強い者が弱い立場の人にアルコールを強要すること。

(例6) その他

明確にハラスメントとして法律で禁じられていない場合でも、行為やその内容によって暴行罪・脅迫罪・侮辱罪等の刑事上の責任や、民事上の損害賠償責任を問われる場合もある。

7. アンケート様式

諏訪市議会議員ハラスメントに関するアンケートについて（議員用）（正規職員用）

（趣旨等）

令和6年11月10日（日）に開催された、諏訪市議会議員を対象とした「ハラスメント研修」において、本市議会における議員間、職員に対するハラスメント事例が、過去の伝聞も含め、複数挙げられました。そこで、改めて議員ハラスメントの実態を調査するため、本アンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本調査結果については、個人が特定される可能性がある部分について十分な配慮をしながら、自由記載部分も含め、原則公開をしております。

また、アンケート結果については議員間で認識を共有し、その対応策を含め「（仮称）議会ハラスメント防止条例」の制定等についても検討することとします。

【質問項目は、最大10項目です。】

なお、当アンケートにおける「ハラスメント」の定義等は以下のとおりとなります。

（定義等）

「人の尊厳や人格を侵害するような言動や行為のこと」を指し、具体的には以下のようなものを言います。

（1）パワーハラスメント（パワハラ）

①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、主に以下のようなもの。

（ア）身体的な攻撃（殴打、物を投げつける等）。

（イ）精神的な攻撃（人格を否定するような言動、大声で威圧的な叱責を繰り返す等）。

（ウ）過大な要求（到底対応できないレベルの目標を課す、雑用の処理を強制的に行わせる等）。

（エ）個の侵害（職場外でも継続的に監視等する、機微な個人情報について、本人の了解を得ず他者に曝露する等）。

（2）セクシャルハラスメント（セクハラ）

意に反する性的な言動により、不利益を受けたり、就業環境が害されたりすること。

性的な言動とは、

（ア）性的な事実関係を尋ねること。

（イ）性的な内容の情報（噂）を流すこと。

（ウ）性的な冗談や、からかい、食事やデートへの執拗な誘い。

（エ）性的な関係を強要すること、必要なく身体に触れること。

（オ）わいせつ図画を配布・掲示すること等。

（3）マタニティーハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産した女性や育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されること。

（4）ジェンダーハラスメント

性別の固定観念・役割分担意識で起こる差別や嫌がらせ等。

（5）アルコールハラスメント（アルハラ）

社会的地位の強い者が弱い立場の人にアルコールを強要すること。

(6) その他

明確にハラスメントとして法律で禁じられていないもの。ただし、行為やその内容によって暴行罪・脅迫罪・侮辱罪等の刑事上の責任や、民事上の損害賠償責任を問われる場合もある。

問 1

あなたは、諏訪市議会議員よりハラスメント行為（ハラスメントとの定義付けが難しいものでも不快に感じたものを含む。以下、「ハラスメント行為等」という）を受けたことがありますか（該当を選択）。

- ☐ ある（問 2 以下にお進みください）。
- ☐ ない（問 5 にお進みください）。

問 2

ハラスメント行為等は、誰が行いましたか（該当を選択）。

- ☐ 現諏訪市議会議員
- ☐ 元諏訪市議会議員
- ☐ 両者

問 3

どのようなハラスメント行為等がありましたか。（複数回答可）。

- ☐ パワハラ ☐ セクハラ ☐ マタハラ ☐ ジェンダーハラスメント
- ☐ アルハラ ☐ その他

【上記で具体的に記載できるものがあればご記入ください。】

（ ） 200 字以内

問 4

ハラスメント行為等を受けた際、誰かに相談・対応依頼等しましたか（該当を選択）。

- ☐ 相談・対応依頼等した。
- ☐ 相談・対応依頼等しない。

【相談・対応依頼等した場合、どなた（どの機関）にしましたか。】

（ ） 200 字以内

問 5

あなたは、諏訪市議会議員または諏訪市職員が、諏訪市議会議員よりハラスメント行為等を受けているのを見たことがありますか（該当を選択）。

- ☐ ある（問 6 以下にお進みください）。
- ☐ ない（問 9 にお進みください）。

問 6

ハラスメント行為等は、誰が行いましたか（該当を選択）。

- ☐ 現諏訪市議会議員
- ☐ 元諏訪市議会議員
- ☐ 両者

問 7

どのようなハラスメント行為等を見かけましたか。（複数回答可）。

- ☐ パワハラ ☐ セクハラ ☐ マタハラ ☐ ジェンダーハラスメント
- ☐ アルハラ ☐ その他

【上記で具体的に記載できるものがあればご記入ください。】

() 200 字以内

問 8

ハラスメント行為等を見かけた際、誰かに相談・対応依頼等しましたか（該当を選択）。

☐ 相談・対応依頼等した。

☐ 相談・対応依頼等しない。

【相談・対応依頼等した場合、どなた（どの機関）にしましたか。】

() 200 字以内

問 9

ハラスメント行為等を防止するために、望むことはなんですか。

() 200 字以内

問 10

ハラスメントについて、ご意見等あればご自由にご記入ください。

() 200 字以内

ご協力ありがとうございました。